

2018年5月25日

個人情報保護委員会事務局 総務課 御中

**「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）（案）」に関する意見**

経営法友会（代表幹事・杉山忠昭（花王株式会社）。以下、「当会」といいます。）は、1971年に「企業法務実務担当者の情報交換の場」として発足し、法人単位の会員組織として企業内の法務担当者によって組織され、企業の法務部門の充実強化を目的とした活動とともに、各省庁・関係団体に対し実務的見地からの意見提言・意見交換を行っており、現在、会員数1,220社を超える組織となっています（2018年3月現在）。

今般の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）（案）」について、当会は、事業者の実務に大きな影響を与える論点が含まれていると認識していることから意見を提出することとしました。

今後、これらの意見をはじめ、事業者側の事情も踏まえた検討が行われることを強く願います。

経営法友会

<本意見の連絡先>

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-9-10

茅場町ブロードスクエア 2階

公益社団法人商事法務研究会内

経営法友会事務局

TEL：03-5614-5638

FAX：03-5643-7187

E-MAIL：[keieihoyukai@shojihomu.or.jp](mailto:keieihoyukai@shojihomu.or.jp)

## 全般

・本ガイドライン案は、個人情報保護委員会が、個人情報保護法第 6 条に従い、EU 域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いについて、個人の権利利益のより高い水準の保護を規定したガイドラインを策定することにより、より厳しい規律を策定する権限を有する旨説明しており、これに基づき、本ガイドラインが法的拘束力を有する規律であり、法の規定と同様に個人情報保護委員会の執行対象となる旨、また、個人情報取扱事業者が本ガイドラインに定める義務を遵守しない場合、個人情報保護委員会が法第 42 条に基づく措置を講ずる権限を有する旨説明している。

しかし、法より厳格な規律であるガイドライン上の規定に関する措置の実施については、法第 42 条においてはその根拠が明確になっていない。

十分性認定の早期実現のためには、EU 域内から移転を受けた個人データの取扱いに関してガイドラインの形式で定めることが相当であるとは考えられるものの、上記の考え方を明確するための法改正が望まれる。

・本ガイドライン案前文部分の説明は、本ガイドライン遵守がすなわち GDPR 遵守を意味するような誤解を招くように思われる。本ガイドラインは EU 域内から EU 域外への個人データの移転（EU 域外から EU 域内の個人データへのアクセスを含む）を適法化する十分性認定に関してのみ定めるものであり、事業者に対し GDPR が直接適用される場合に課されるその他の規制の遵守まで担保するものではない旨の補足説明の追加が望まれる。

・本ガイドライン案においては、EU 域内からの移転について十分性認定を受ける対象を、「個人データ」としているが、一方で、GDPR において EU 域外への移転に制限が課される対象には、個人情報保護法における「個人データ」（法第 2 条第 6 項）に限らず、個人情報データベース等を構成しない「個人情報」（法第 2 条第 1 項）にも適用される場合がありうると考えられる。この点について、個人データに該当しない個人情報の移転については本ガイドラインの適用対象外となる、という事象が生じることを防ぐため、個人情報保護法上の個人データだけでなく個人情報も十分性認定の対象となることを明記すべきと考える。

・本ガイドライン案においては、EU 域内から（十分性認定に基づき）移転を受けた個人データの取扱いについて定めているが、日本国内の個人情報取扱事業者において GDPR の規定内容及びその解釈に関する理解が十分に進んでいない現状を鑑み、そもそもどのような場合が「EU 域内から移転を受けた」場合に該当するのか、という点について、GDPR が直接適用される類型との区別に関する考え方も含め、明らかにしていただきたい。

### (1)保有個人データ（法第 2 条第 7 項関係） [5 ページ]

- ・個人情報保護法において、個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、一定の事項を本人の知り得る状態におかなければならない旨が定められており（法第 27 条第 1 項）、また、本人による開示・訂正等の請求に対応しなければならない旨が定められている（法第 28 条、第 29 条）。

本ガイドライン案は、EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データについては保有個人データとして取り扱うべき旨を定めているが、このとき、当該個人情報 EU 域内から移転を受けたものであることを考慮しても、上記の公表もしくは開示・訂正等の対応は個人情報保護法上の定めに従い、日本語で行うことで足りる旨を明確にすべきと考える。

## **(2)利用目的の特定、利用目的による制限（法第 15 条第 1 項・法第 16 条第 1 項・法第 26 条第 1 項・第 3 項関係） [6 ページ]**

- ・本ガイドライン案は、個人情報取扱事業者が、EU 域内から充分性認定に基づき個人データの提供を受ける場合、又は、EU 域内から充分性認定に基づき個人データの提供を受けた他の個人情報取扱事業者から当該個人データの提供を受ける場合、EU 域内から当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録しなければならない旨を定めている。

ここでいう「利用目的」について、個人情報保護法は、利用目的の変更を、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲の変更に限りに、当該変更された利用目的について本人に通知し、又は公表することを条件に認めている（法第 15 条第 2 項、第 18 条第 3 項）。

しかし、一方で、GDPR は、利用目的の変更（the processing for a purpose other than that for which the personal data have been collected）を行うためには、変更前の利用目的との関連性に加え、当該個人データが収集された文脈、当該個人データの性質、本人に生じうる影響（the possible consequences of the intended further processing for data subjects）、暗号化・仮名化を含む適切な保護措置の有無（Article 6. 4. (b) (c) (d) (e)）について考慮しなければならないと定められている。

上記の相違について、GDPR 上の定めにかかわらず、EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データの利用目的の変更については、個人情報保護法上の定めが適用され、上記の法第 15 条第 2 項及び第 18 条第 3 項の定めを遵守すれば足りる旨を明記することが望まれる。

- ・個人情報保護法における「第三者」の該当性は、法人の場合、同一の法人格を有するかどうかで判断するものと当然に考えられ、法第 26 条に定める個人データの提供を受けるにあたっての確認・記録義務についても、当該「（同一の法人格を有しない）第三者」から個人データの提供を受ける場合の義務について定めたものであると考えられる。

一方で、GDPRにおける域外移転に関する規制は、当該移転先の法人格が移転元の法人格と同一かどうかを問わず、第三国への移転（transfer to a third country）に一律に課されるものと理解される（Article 44）。

上記の相違について、GDPRの定めにかかわらず、充分性認定に基づき提供を受けた個人データについては、個人情報保護法の解釈と同様に、EU域内にある同一法人格の事業所・支店等からの提供については法第26条の確認・記録義務は課されない旨を明記するべきと考える。

### **(3)外国にある第三者への提供の制限（法第24条・規則第11条の2関係）[8ページ]**

・本ガイドライン案は、個人情報取扱事業者が、EU域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データを外国にある第三者へ提供する場合について定めている。

個人情報保護法において、「外国にある第三者」の「第三者」に該当するかどうかは、法人の場合、個人データを提供する個人情報取扱事業者と別の法人格を有するかどうかで判断するものとされており、例えば、現地の事業所、支店など同一法人格での個人データの移動の場合には「外国にある第三者」への個人データの提供には該当しないものとされる（ガイドライン（外国にある第三者への提供編）2-2）。

一方で、GDPRにおける域外移転に関する規制は、当該移転先の法人格が移転元の法人格と同一かどうかを問わず、第三国への移転（transfer to a third country）に一律に課されるものと理解される（Article 44）。

上記の相違について、GDPR上の定めにかかわらず、充分性認定に基づき提供を受けた個人データについては、以後、法第24条に従って、外国にある同一法人格の事業所・支店等への提供は「外国にある第三者」への提供とはみなされない旨を明記するべきと考える。

### **(4)匿名加工情報（法第2条第9項・法第36条第1項第2項関係）[10ページ]**

・本ガイドライン案は、EU域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報については、個人情報取扱事業者が、加工方法等情報を削除することにより、匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り、法第2条第9項に定める匿名加工情報とみなすことができる旨を定めている。

個人情報保護法上の「匿名加工情報」は、個人情報取扱事業者における加工方法等情報の保有を認めることを前提とした定義となっているが、当該加工方法等情報を削除し、匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とするまでの措置を取った場合、当該情報は既に、GDPRの適用対象外となる匿名情報（anonymous information）（Recital 26）及び個人情報保護法の適用対象外となるいわゆる「非個人情報」に該当すると考えられる。本来GDPR及び個人情報保護法のいずれの適用も受けないこのような情報について、匿名加工情報として取り扱い、所定の事項の公表等を行うことを義務付けることは、事業者にとって過度の負担を課すものであり妥当ではないと考える。上記の加工方法等情報を削除し

た個人データは、個人情報として取り扱わない旨を定めることが望まれる。

### その他

- ・本ガイドラインの制定にかかわらず、個人情報保護委員会におかれては、引き続き、日本の事業者が GDPR その他各国の個人情報保護規制への対応を行うにあたって必要となる情報（関連法令・ガイドラインの日本語訳、対応指針等）を積極的に提供していただきたい。

以上